宮崎市福祉部介護保険課長 (公印省略)

「医療警報」への移行に伴う要請について(依頼)

このことについて、県長寿介護課から下記のとおり文書が出されましたので、送付いたします。

つきましては、通知内容を確認いただき、高齢者等への感染拡大を防止するため、引き続き御理解と御協力をお願いします。

※本文書は各サービス毎に送信しているため、複数回送信されていることがありますのでご了承ください。

〈以下、県通知文書〉 —————

2 4 3 - 1 6 6 0 令和4年10月4日

各高齢者施設・事業所 管理者 様

宮崎県福祉保健部長寿介護課長 (公 印 省 略)

「医療警報」への移行に伴う要請について(依頼)

新型コロナウイルス感染症の感染防止に向け、平素より御尽力をいただいており感謝申し上げます。 さて、令和4年9月22日から県下全域に「医療緊急警報」が発令されておりましたが、新規感染者の 減少傾向が続き、病床使用率は20%を下回る水準まで低下するなど、医療提供体制への負荷も一段と軽 減されている状況を踏まえ、10月5日から「医療警報」へ移行することとなりました。

つきましては、高齢者等への感染拡大を防止するため、下記のとおり要請することとなりましたので、 御理解と御協力をお願いします。

記

1 面会について

面会を実施する場合は、<u>感染防止対策を徹底の上、人数は最小限</u>でお願いします。

<参考>高齢者施設における面会の取扱い

警報区分	目 安 (病床使用率)	面会の取扱い
警報なし	_	○感染防止対策を徹底の上、最小限の人数で面会実施
医療警報	15%	※令和3年11月24日付け厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における面会等の実施にあたっての留意点について」に基づく対応
医療緊急警報	25%	○緊急やむを得ない場合を除き、対面での面会を制限
医療非常事態宣言 まん延防止等重点措置	50%	(ガラス越しやオンラインでの面会)

2 健康管理の徹底について

発熱の有無にかかわらず、些細な風邪症状(咳、咽の痛み・違和感など)であっても、かかりつけ医などの身近な医療機関に電話で相談の上、早期に受診していただくようお願いします。

また、職員の健康状態に留意し、出勤前の体温計測を徹底するとともに、発熱、咳、咽の痛み等の症状が認められる場合は出勤しない・させないようお願いします。